

## 品川区技術会議設置要綱

制 定	平成21年 3 月 27 日	区長決定	要綱第 96 号
一部改定	平成24年 4 月 1 日	部長決定	要綱第125号
一部改定	平成27年 4 月 1 日	部長決定	要綱第422号
一部改定	平成31年 4 月 11 日	区長決定	要綱第170号
一部改定	令和元年 9 月 18 日	部長決定	要綱第302号
一部改定	令和 4 年 4 月 1 日	部長決定	要綱第203号
全部改定	令和 5 年 7 月 31 日	区長決定	要綱第148号
一部改定	令和 6 年 3 月 11 日	部長決定	要綱第 84 号
一部改定	令和 8 年 3 月 26 日	区長決定	要綱第 26 号

### (目的)

第 1 条 本要綱は、品川区技術会議（以下「会議」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (会議の目的と位置付け)

第 2 条 会議は、区政に関する課題に対し、技術面での意見交換および情報共有を促進するとともに、これに対応する職員の技術力向上を図ることで、区政に貢献することを目的とする。

2 区政に関する課題の解決は、所管で行う事務事業の成果であり、この事務事業を通じた OJT (On the Job Training) が、最も重要かつ基本となる手法であることから、会議における意見交換、情報共有および技術力向上のための活動（以下「意見交換等」という。）は、円滑な事務事業の実施を補完するものと位置付ける。

### (組織)

第 3 条 会議は、別表 1 に掲げる部の部長および課に所属する職員を会員とし、これをもって組織する。

2 会議に座長および副座長を置き、都市環境部長および防災まちづくり部長をもって充て、両者が 2 年ごとに交代して座長および副座長を務めるものとする。

3 座長は会議の会務を総理する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議に課長会を置き、課長会は別表 2 右欄に掲げる者をもって構成する。

6 課長会は、座長および副座長を補佐し、また会員による円滑な意見交換等の促進を図るため、必要な協議を行う。

7 会議には、第 2 条に掲げる目的を達成するため、会議における役割、課題等に応じて必要な活動担当を置く。

(活動担当)

第4条 活動担当の設置および廃止、構成ならびに活動内容は、会員の意見を十分に踏まえて課長会による協議を行ったうえで、座長が決定する。

2 活動担当は、原則として担当する課の主査級職員を長とし、関係課職員と連携して活動を行うものとする。

3 活動担当は、より多くの職員が活動に参加し、必要な情報を得られるよう、積極的な情報発信に努めることとする。

4 会員は、活動担当の行う活動に積極的に参加し、必要な情報を取得するよう努めることとする。

5 座長は、活動担当が行う報告会等について、必要に応じ、会員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議に関する必要な事項は、座長が別に定める。

付 則 (令和8年3月26日 要綱第26号)

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

部	課	
企画経営部	企画課	施設整備課
	経理課	
区長室	人事課	新庁舎整備課
都市環境部	都市計画課	住宅課
	木密整備推進課	都市開発課
	建築課	環境課
防災まちづくり部	地域交通政策課	土木管理課
	道路課	公園課
	河川下水道課	防災課
教育委員会事務局	庶務課	

別表 2

部	課長および担当課長	
企画経営部	公有地活用担当課長	施設整備課長
	経理課長	
区長室	人材育成担当課長	新庁舎整備課長
	新庁舎建設担当課長	新庁舎移転担当課長
	広町事業調整担当課長	
都市環境部	都市計画課長	住宅課長
	木密整備推進課長	都市開発課長
	まちづくり立体化担当課長	建築課長
	環境課長	
防災まちづくり部	地域交通政策課長	交通安全担当課長
	土木管理課長	道路課長
	公園課長	河川下水道課長
	防災課長	防災体制整備担当課長
	災害対策担当課長	
教育委員会事務局	学校施設担当課長	